

「時代に即した制度に」有識者指摘

2016.9.15 刊
Exhibit 3面

現行の皇室典範の規定が、時代にそぐわなくなつてきていると指摘する識者もいる。

山内昌之・東大名誉教授（歴史学）によると、江戸時代以前には、天皇が譲位して「太上天皇」（上皇）となる制度があつたが、上皇と天皇が対立するなど政治的な混乱がたびたび起きていた。

明治に入り、天皇は政治をつかさどる統治権の総攬者と陸海軍の統帥権者とされた。1889年に制定された旧皇室典範では、政治的な混乱を防ぐため、「退位」の規定は盛り込まれず、皇位継承は

崩御時に限られることになった。

一方、今の憲法は、天皇に政治的な権能はないと明確に規定し、象徴天皇となり、戦前とは大きく立場が変わった。山内名誉教授は「天皇の高齢による退位の制度を想定していない。今の摂政制度は、心身に重大な影響がある場合などに限られる。国民の理解を得た上で、時代に即した退位制度を検討してもいいのではないか」と指摘している。

退位も、火葬も共に、長い歴史の中で行われてきた皇室の伝統ともいえる。政府には、陛下の意向はもちろん、国民の意見を踏まえつつ、検討することが求められる。

（社会部 小野沢記秀）